

○笛吹市犯罪被害者等見舞金給付要綱

令和7年3月27日

告示第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、笛吹市犯罪被害者等支援条例(令和7年笛吹市条例第1号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、笛吹市犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)を給付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 重傷病 医師の診断により負傷又は疾病の療養に1月以上かつ通算3日以上入院を要するものその他市長が認めるもの
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病で被害届が警察に受理されているもの又は被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めるもの
- (4) 市民 市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において市民であったものをいう。
- (6) 遺族見舞金 死亡した犯罪被害者の遺族に給付する見舞金をいう。
- (7) 重傷病見舞金 重傷病を負った犯罪被害者に給付する見舞金をいう。

(見舞金の種類及び額)

第3条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号の重傷病見舞金の給付を受けた者が当該重傷病見舞金の給付に係る犯罪被害に起因して死亡したときは、遺族見舞金の額は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額とする。

(遺族見舞金の給付対象者)

第4条 遺族見舞金の給付を受けることができる者は、死亡した犯罪被害者が犯罪被害を受けた時点において市民であった遺族のうち、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当するものであって、第3項の規定により第1順位の遺族となるもの(以下「第1順位遺族」という。)とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている者その他同種の証明を受けている者を含む。以下同じ。)
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡時に胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡時に犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の給付を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対して給付したときは、第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(重傷病見舞金の給付対象者)

第5条 重傷病見舞金の給付を受けることができる者は、重傷病を負った犯罪被害者とする。

(見舞金の給付の制限等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を給付しないものとする。

- (1) 犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。)と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。
 - ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている者その他同種の証明を受けている者を含む。)
 - イ 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

ウ 3親等内の親族(ア又はイに掲げる者を除く。)

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切であると市長が認めるときは、見舞金を給付することができる。

(遺族見舞金の給付申請)

第7条 遺族見舞金の給付を受けようとする第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、第4条第4項前段の規定により選任された代表者。以下「遺族見舞金申請者」という。)は、遺族見舞金給付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 犯罪被害者が犯罪被害を受けた時点において、犯罪被害者及び遺族見舞金申請者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書

(3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍謄本又は抄本その他の証明書

(4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡時点において事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とともに山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている者その他同種の証明を受けている者であるときは、その事実を認めることができる書類

(5) 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(6) 遺族見舞金申請者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた時点において犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(重傷病見舞金の給付申請)

第8条 重傷病見舞金の給付を受けようとする犯罪被害者(以下「重傷病見舞金申請者」という。)は、重傷病見舞金給付申請書兼請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 重傷病を負った日、治療に要する期間、入院日数及び傷害又は疾病の状態に関する医師の診断書

(2) 重傷病見舞金申請者が犯罪被害を受けた時点において市内に住所を有していたことを証する住民票の写しその他の証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(見舞金の給付申請の期限)

第9条 見舞金の給付申請の期限は、当該犯罪被害を受けた日の翌日から起算して1年以内(期間の末日が笛吹市の休日を定める条例(平成16年笛吹市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日である場合は、その前日。この条において同じ。)又は第3条第2項に規定する場合は当該犯罪被害者が死亡した日の翌日から起算して1年以内とする。

(見舞金の給付決定等)

第10条 市長は、第7条又は第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは犯罪被害者等見舞金給付決定通知書(様式第3号)により、不適当と認めるときは犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書(様式第4号)によりその理由を付して、申請のあった者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)に対し、見舞金を給付するものとする。

(見舞金の給付決定の取消し等)

第11条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項に規定する見舞金の給付の制限に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により見舞金の給付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の給付決定の全部又は一部を取り消したと

きは、犯罪被害者等見舞金給付決定取消通知書(様式第5号)により、給付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により見舞金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に給付した見舞金があるときは、犯罪被害者等見舞金返還命令書(様式第6号)により、給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
(報告等)

第12条 市長は、見舞金の給付に関し必要があると認めるときは、給付決定者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

- 2 市長は、見舞金の給付に関し必要があると認めるときは、関係機関等、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。